

令和5年3月1日

請願・陳情文書表

文教常任委員会

教育委員会関係請願

請願番号	50	受理年月日	5 . 2 . 22
件名	神奈川県内図書館に抜本的改革を求める請願		
請願者		紹介議員	
<p>※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。</p>		<p>井坂新哉 大山奈々子 石田和子 上野たつや</p>	
<p>(要旨)</p> <p>①神奈川県図書館条例を教育法、社会教育法、図書館法と適法性に照らして、神奈川県立図書館、神奈川県教育委員会や神奈川県政策部政策法務課法令審査グループ等できちんと協議し、図書館条例を見直す。</p> <p>②図書館アドバイザー・レクチャー制度を廃止し、図書館法第十四条に基づいた図書館協議会および図書館協議会条例を設置する。</p> <p>(理由)</p> <p>①神奈川県政策部政策法務課法令審査グループが神奈川県の図書館条例の見直しをしていたが、社会教育法及び図書館法との適法性を審査していないと推察される。</p> <p>②神奈川県立図書館の図書館アドバイザー・レクチャー制度は、図書館法で定められた制度ではないので図書館協議会設置を優先させるために廃止すべきである。</p>			

教育委員会関係陳情

陳情番号	10	付議年月日	元 . 9 . 6
件名	県立養護学校高等部知的部門におけるスクールバスについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在、県立養護学校知的部門の児童は高等部に進学すると、中学部まで乗車出来たスクールバスに、乗車出来なくなります。その理由と目的は、自立と社会参加とされています。公共交通機関での自立通学訓練は、卒業後の進路のためには意味がないことではありません。しかし、交通不便地域に立地する養護学校では通学送迎が保護者にとって、大変重い負担となっています。時間や労力を少しでも回避するために、スクールバスに代わって、自宅から車両送迎しているケースが多々あり、本来の目的と大きくかい離している現況です。</p> <p>養護学校のスクールバスは、知的部門において高等部でも乗車できるよう、保護者へ乗車希望の有無を聴取する機会を与えて頂けるよう陳情致します。また送迎や自立通学が非常に困難なケースがあることから、早急な改善を切望致します。一律に乗車不可とするのではなく、段階的な自立訓練の視点を含め、制度設計が図られますよう、県議会からの提言をお願いします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>養護学校の高等部においては、実際に自立通学訓練を行い、自立通学が卒業までにできる児童数は統計がなく、学校送迎の現場を見ていると視覚的には1割に及ばない状況です。全国一律に高等部は乗車不可としているわけではありません。関西圏は乗車できます。県内の養護学校高等部で乗車を一部可能としましたが、まだ2校に限定されています。公共交通機関の不便な地域では、何度も乗り換えを重ね、大人の通勤でも耐え難い距離において、日々の自立通学を強いる現在のシステムは、無理があります。</p> <p>通学送迎の付添いに要す、多大な時間（登下校の送迎で、1日約6時間かかるケースなど）と労力は、日々保護者が負担を担うか、多額の福祉財源を費やし、福祉事業者が車両での送迎を行っている状況です。養護学校には1日何十台もの送迎車両が入出庫します。結果、学校の登下校時は役職、専門職の先生方が、どんな悪天候であろうと日々、交通整理に要す相当な時間を割いています。特別支援学校における、本来の教員の業務なのか、疑義を呈せざるをえません。</p> <p>県教育委員会からは、6月に各学校長宛に高等部のスクールバス乗車についてアンケートが実施され、先の定例会では常任委員会において、4校11名の児童が希望しているが、乗車できていないという実態があるとの答弁であったと聞き及んでいます。</p> <p>しかし、希望の有無について、入学受験から在校中まで、保護者へ聴取された機会はなく、どのような調査内容と結果に至った回答なのか懐疑的に捉えます。</p> <p>アンケート調査の質問趣旨を踏まえ、実態の把握について、改めて精査して頂きたい所存です。</p> <p>最後に、今後も高等部のスクールバス乗車が出来ないなら、早急に以下の要件について、個別の事情を考慮し、特例措置を図って頂きたいと、列挙します。</p>			

- ①一人親家庭で主たる生計者が送迎者である場合、かつ自立支援事業者での送迎がサービス供給上の問題から確保できない場合。
- ②公共交通機関での通学が1時間半程度かかる児童については継続乗車か、もしくは、ポイント地点を変更し送迎時間の短縮ができる場合。
- ③行動援護を要し、身体的な歩行困難が著しく、高等部在学中、個別教育計画において、登下校の自立通学訓練の目標記載が明らかに見込めない児童の場合。

上記のような条件においては、乗車を陳情致します。またスクールバスは空席が総体的に不足しているとは限らず、現在でも対応可能と推察します。諸事情への対処を学校長判断に一任せず、県教育委員会から、各学校へ乗車に値するケースを通知し、学校現場の混乱なきよう配慮を重ねて要望致します。

陳情番号	20	付議年月日	元. 12. 3
件名	障害児教育の充実・障害者雇用の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>日頃より、すべての障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するために、ご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>現在、特別支援学校のほとんどがその適正規模を超え、「パンク状態」の超過大規模校も存在しています。この間、私たちと保護者、教職員の切実な要求のもと、2008年度2月定例県議会では、養護学校の新設等を求める請願が全会一致で採択され、2016年度はえびな支援学校が開校、2020年度には横浜北部方面特別支援学校が開校予定、2021年度には湯河原・真鶴地域で分教室開設予定とのことですが、県の再編整備検討協議会最終報告が新設の必要性を答申した「11校1分校」とはほど遠いものです。インクルーシブ教育の推進が掲げられ、県立高校に知的障害のある生徒の受け入れが行われていますが、特別支援学校の不足は、小中学校を卒業した子どもたちの卒業後の進路に、大変大きな不安を与えています。</p> <p>障害のある子どもたちが「安心して学ぶ機会と環境」を保障し、親の不安を解消するため、一刻も早く具体的な対策を要望いたします。</p> <p>また昨年、県機関での障害者雇用について水増し偽装問題が発覚しました。障害者が安心して働き続けられる社会をつくるために、県教育委員会が率先して障害者雇用をすすめていただくよう要望いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 特別支援学校整備について</p> <p>(1) 県立特別支援学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな特別支援学校再編整備計画を策定してください。特に、過大過密状態の著しい平塚地域、小田原地域、藤沢地域の特別支援学校を早期に改善し、また、児童・生徒数の増加が顕著な横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区に対応するため、当該地域に特別支援学校を増設してください。</p> <p>(2) 高校内分教室および秦野養護学校末広校舎の劣悪な教育環境（グラウンドや体育館、特別教室が十分に使用できないなど）を改善してください。</p> <p>(3) 2021年開設の小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備と教職員体制を確保してください。特に、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える学校運営をすすめるために、管理職や正規の事務職員・現業職員（学校技能職・調理職）、正規の養護教諭、正規の栄養士、正規の進路担当を配置してください。</p> <p>(4) 老朽化した劣悪な施設・設備の計画的な機能改善をはかってください。また、体育館への空調設備設置を早急に行ってください。</p>			

- 2 公立の小・中・高校に学ぶ障害児が、小学校入学から高校卒業まで十分な教育を受けることができるよう、教育条件を整備してください。
- 3 教育委員会での障害者雇用について
 - (1) 教育委員会として障害者を積極的に雇用してください。
 - (2) 障害者が安心して働けるよう職場の受け入れ態勢を整えるために、必要に応じてジョブコーチを配置してください。
 - (3) 知的障害者の雇用をすすめるための手立てを講じてください。

陳情番号	77	付議年月日	3 . 6 . 22
件名	生徒（学生）の健康と学習権を守るために、生理用品の配布と相談環境の整備を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>私たちはどの子ども安心して学校に通えるように、学校のトイレに生理用品の無償配置を自治体に要望してきました。神奈川県が県立高校と特別支援学校合わせて12校をモデル校として学校配置が始まったことはいうれしく思います。</p> <p>県内で最初に学校で無償配置を開始した大和市は、利用状況を発表し、中学校では開始前より11倍も利用が増え、「潜在的な利用ニーズが高かったことがうかがえる」と発表。養護教員からは「心身共に発達段階にある子どもたちは、生理周期が安定しないなか自分から言い出せない子どもたちにとっても、安心して学校生活を送れることにつながっているのでは」と話し、実際に子どもたちからも「安心して過ごせるようになった」との声が届いていると聞いています。</p> <p>私たちが自治体に要望を出すと、「学校が生徒の状況を把握できる」「貧困問題は生理用品だけでは解決できない」と従来通り保健室配布を続けるとの回答でがっかりしました。しかし生理のことを口に出せない、保健室まで取りに行かなければならない、など困っている生徒への配慮が必要と考えます。生理の問題は自己責任で片づけるものとせず、人権の問題です。行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えることとなります。</p> <p>世界でもスコットランドではあらゆる人に生理用品の無償提供が決まり、ニュージーランドでも小中高で無償提供が決まっています。政府がまとめた2021年度からの第5次男女共同参画基本計画では、「生涯にわたる健康支援」として、特に女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性から「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要視され、そのなかでも生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する10～20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実の推進が明記されています。その具体的な取り組みとして、保健医療サービスの提供など包括的な健康支援のための体制の構築が挙げられるなか、経済的理由によって生理用品が十分に使えずに健康な生活がおびやかされる状態は直ちに改善されるべきです。</p> <p>「生理の貧困」はあまりにも知識がないこと、タブー視されていることから起きています。すべての生徒に性教育を充実させれば、社会でのハラスメントを減らし、生理への理解を促進することにつながると考えます。</p> <p>このようななか、生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるために以下陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するためにすべての県立学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置してください。 2 県立学校の必要な生徒には生理用ショーツを配布してください。 3 県立学校の養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく、相談できる環境を整備してください。 4 県立学校のすべての生徒に性教育を充実させてください。 5 国に対して、日本国憲法第25条国の社会保障的義務、第26条教育を受ける権利にもとづき、ふさわしい財政措置を取るよう求めてください。 			

陳情番号	116-2	付議年月日	4.6.22
件名	教育現場への感染症対策緩和について周知を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>2020年から続く感染症対策は、子ども達へ身体的にも精神的にも大きな影響を与えています。現在マスク着用の不要な場面ではマスクを外すようにとの文科省からの通知が出たにもかかわらず現場では教師も子どももまだ外せていないことがほとんどです。熱中症の危険が増す今時期、健康被害がこれ以上広がらないよう感染症対策についての正しい知識を今一度教育現場に広報頂くことを求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2年以上の長きにわたり、教師や親から、または地域の方からの大人の指導が入ることで、外したくても自分の意志を貫くことができない子どもは多く、特に思春期の学生は今更顔全体を見せるのが恥ずかしいといった特有の感情が生まれてもいます。子どもたちの重症化リスクは低いこと、高齢者などリスクの高い人はワクチンを接種しているという現状の中、今だ、身体的距離の確保、マスク着用、手指の消毒などの対策は続いています。社会生活の基礎を身体で感じ学ぶ学生時代にあって、人の表情が乏しく会話もない集団生活は身体的にも精神発達にも多大なる悪影響を及ぼします。特にマスクは十分な酸素が脳に届かず頭痛や集中力の低下から学力低下への影響も懸念されます。習慣化してしまったこうした状況を早急に改善するためには、行政からの積極的な発信が必要不可欠です。今後も厚生労働省や文部科学省の方針に基づき、その時々に応じた感染症対策について、教育現場への周知をお願いします。</p>			

令和5年2月22日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和4年6月20日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい
ので、よろしく申し上げます。

陳情番号 第117号

件 名 「高等学校等就学支援金制度（公立）」の一律支給について陳情

陳情番号	117	付議年月日	4.6.22
件名	「高等学校等就学支援金制度（公立）」の一律支給について陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>所得制限を設けない「高等学校等就学支援金制度（公立）」の一律支給をお願いします</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>1966年に国連で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に則り、海外ではすでに多くの国が日本の高校に当たる後期中等教育を無償化していく中、日本もようやく「高等学校等就学支援金制度」がスタートし、大きな一歩を踏み出しました。</p> <p>しかし、親の経済力にかかわらず将来を担う子どもの学びを社会全体で支えるというすばらしい理念にもかかわらず、制度には所得制限があり、約2割の子育て家庭が除外されました。それと同時に、教育費がかさむ子育て世帯の税負担を減らす目的で作られた特定扶養控除が減額された結果、無償化対象外の世帯は逆に経済的負担が重くなり（多子世帯ではそれが何倍にも）、税負担の重さから子ども達^{たち}が経済的理由で私立高校への進学を諦めざるを得ない事態に陥り、保護者が大学進学資金を十分に用意することが難しくなる等、「全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会」とは程遠い状況が今現実起きています。</p> <p>具体的には：</p> <p>① 完全無償化対象外の世帯は授業料を今まで通り支払った上に特定扶養控除が63万円から38万円に減額されたため減額された分が課税所得にカウントされ住民税、所得税の税負担が上がり、「高等学校等就学支援金制度」は実質的な狙い撃ち増税になりました</p> <p>② 民主党政権の時に15歳以下の年少扶養控除が廃止され、児童手当（特例給付）へ切り替わりました。しかし、それも所得制限で減額され、2022年10月からは一部廃止されます。そのため、特定の世帯は全ての子育て支援の給付から除外されることになり、15歳以下は扶養控除もないため子供の数だけ経済的負担が何倍にも増す結果となりました</p> <p>③ 高校無償化のスタートに合わせて私立高校の授業料が軒並み値上がりし経済的負担が重くなり、子どもの高校進学の見込みが狭まれ、大学進学資金の捻出にも影響が出ています</p> <p>④ また、大学に進学する際の奨学金にさえ所得制限があり、申請すらできません</p> <p>憂慮すべきは経済的負担だけではなくありません。親の経済力による授業料支払いの有無で生徒間</p>			

の関係に無用の亀裂が生まれたり、子育て家庭間の分断まで生まれたりしています。経済的弱者の家庭の子どもたちが教育を受ける権利を保障することに異論はありませんし、むしろそうすべきだと思っております。しかし、国際連合児童基金UNICEFの掲げる「子どもの権利条約」に明記されているように子どもの権利は平等であるべきです。子ども自身を権利の主体として捉えた制度設計をしないと、支援の対象から除外された子どもたちが一番の被害者になります。

今後少ない人口で社会保障を支えていくためには質の高い教育で国民全体の所得を上げるための努力が必要だと思いますが、所得制限は子ども達が質の高い教育を受ける権利まで奪ってしまいます。所得制限がもたらすのは支援から外された線引きライン付近の中間所得層が経済的負担から第2子、第3子を望めなくなる出生率の低下と子どもたちが背負う必要のない借金を国によって背負わされ、社会に出ても返済に追われて結婚も子どもを持つことも望めなくなることによる勤労意欲の減退、そして更なる少子化社会です。

どのような家庭環境で生まれた子どもでも日本の将来を支える大事な存在であることに違いはありません。社会保障の給付を支える子どもたちへの将来投資は十分回収できる費用対効果の高い投資です。超少子高齢化社会の今だからこそ「その家庭の子ども」という考え方から脱却し、「社会の子ども」としての分かち合いが必要ではないでしょうか。子育て・教育の支援対象から除外された中間所得層の子ども達を置き去りにせず、どうか政治の力で平等に教育を受ける権利を与えて頂けませんでしょうか。

神奈川県は全国に先立って実施した県独自の支援制度や条例の実績がたくさんあります。まずは、ここ神奈川で率先して所得制限のない高校無償化の一律支給を実現し、子育て支援における選別主義から普遍主義へ転換した全国の規範となるような「神奈川モデル」を作って頂けませんでしょうか。

何卒よろしくお願とぞいいたします。

陳情番号	118	付議年月日	4. 6. 22
件名	子供（小・中・高）の健全な成長、発達のために教育活動における制限の緩和を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p>1 5月24日 文部科学省から「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」より登校及び学校においての具体的なマスク着用の考え方が提示されました。日本においてマスクは任意でありマスク着用の選択は子ども及び保護者にあります。県の教育委員会及び各市町村教育委員会に対し、学校現場に適切なマスク着用の考え方を改めて周知するよう指導して下さい。</p> <p>2 マスクをしない、出来ない子がマスクを着用している先生、児童、生徒からのマスク着用を促す言動等によりその同調圧力に苦しんでいる児童、生徒達<small>たち</small>がいます。文部科学省の衛生管理マニュアルにおいては、児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・ひぼう中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要としています。健康上の理由だけでなく思想上などの理由でもマスクをしないことによって学校の現場で先生及び他の児童、生徒より差別、偏見、圧力、ひぼう中傷やいじめが生じることのない様、徹底指導をして下さい。</p> <p>3 学校の昼食においては、文部科学省の衛生管理マニュアルに準じて、食事場面の留意事項を改めて指導してください。</p> <p>陳情の理由</p> <p>コロナ禍と言われてから3年目に入り、これまで県民は行動の自粛など様々な制限を受けたことで日常生活などに大きな影響を受けてきました。大人の規定が緩和されている傾向にもかかわらず、子供は未だに過度な感染症対策の中にいます。</p> <p>世界はマスクを外している状況の中、日本は大人も子供も外せない状況であり、熱中症やその他身体的弊害（長期着用により、酸欠による脳機能障害、ウイルス規制による感染症への危険度増加、コミュニケーション能力の減退など）及び精神疾患が大変懸念されます。子供達が外せない「社交不安症」や「醜形恐怖症」などこれからの日本の将来を担う子供達の心身が病んでいる現状が起きています。私達大人が、直ぐにでもこの状況をストップさせなければいけない状況です。コミュニケーションが十分に取れないことによって精神的弊害及び、人権侵害が起きているという状況です。</p> <p>子ども達は大人が思っている以上に大きな負担を感じております。神奈川県議会議員の皆さま、何卒どうぞよろしくお願い致します。</p>			

陳情番号	119	付議年月日	4.6.22
件名	県立茅ヶ崎北陵高等学校の早期移転の陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>老朽化した校舎の建替えが計画された県立茅ヶ崎北陵高等学校(茅ヶ崎市下寺尾)の敷地内に、2002年の発掘調査で歴史的に貴重な官衙遺跡が発見されて、建替え計画が移転計画に変わり、2006年から仮設校舎での授業が始まって既に16年の歳月が流れました。</p> <p>この間、移転先の市内・市外をめぐって茅ヶ崎市議会の方針が揺れる中で、市内の候補地とされる茅ヶ崎市北部地域(市街化調整区域)では、住民の高齢化が進むとともに、後継者のない非耕作地がリサイクル業者の作業場や資材置場等に転用され、教育・住環境が急速に悪化しています。</p> <p>この状況を憂慮して、私たち地域住民は、富士山を望む緑豊かな相模丘陵の南端に、県の将来を託す人材育成の要となる同校の移転を機として、2015年に国の史跡に指定された下寺尾官衙遺跡群の整備・観光活用も併せ、茅ヶ崎市北部を市の教育文化の副拠点とし、広域防災にも資する市中心部から北部に向かう軸に沿っての地域展望の構築をする^{ため}に県立茅ヶ崎北陵高等学校の早期移転を、切に陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>茅ヶ崎市北部地域では、北陵高校の校舎移転計画が滞る一方で、官衙遺跡群の整備・公開・活用計画も進まず、教育文化の2大プロジェクトが全く停滞して、個人レベルでは地域の未来図を描くこともできません。次世代が居住選択できない市街化調整区域では、住民の超高齢化が進み、後継者がいない農業従事者は土地を持て余し、農地がリサイクル作業場・資材置場等に転用されて、住環境が劣化し、新規転入者を阻むという負の連鎖が生じています。小出地区の小出小学校・北陽中学校周辺は、子ども達の通学に危険とさえ感じられる道路になってきています。</p> <p>神奈川県茅ヶ崎市都市計画開発及び保全の方針(平成28年11月)では、茅ヶ崎市北部地域の市街地像を、自然環境と良好な住宅地が共生するまち、みどりと共生した都市機能を持つまち、ニューライフ&カルチャーを支援するみどり豊かな湘南の里、などと唱^{うた}っていますが、現場には全く反映されていないというのが実感です。県知事・県議会は一刻も早く茅ヶ崎北陵高校の当地への移転を実現し、住民が誇りと希望を持って暮らせる地域の未来像=教育と文化のビジョンの実像を示していただきたく思います。</p> <p>日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追及に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重</p>			

重を必要とする。」とあります。茅ヶ崎市北部地域の住民は、北陵高校の移転という公共の福祉を待つ間、幸福追求の権利を閉ざされてきたと感じています。

昭和40～50年代に、茅ヶ崎市北部開発という希望に満ちた巨大プロジェクト（いつしか立ち消えましたが）に惹かれて転入し、地域を支えてきた世代が既に80歳を超え、世代交代の大波を迎えています。何卒、神奈川県とぞのリーダーシップにより、一刻も早い北陵高校移転問題の解決を契機として、この地域の展望を開いていただきたく、ここに住民の署名を添えて、陳情いたします。

陳情番号	139-2	付議年月日	5. 2. 22
件名	教育現場における新型コロナウイルス感染対策の適切な緩和について求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <p><u>教育現場（公立・私立小中高校、幼稚園・保育園）における児童生徒のマスク着用について、一人ひとりの子どもたちの意志を尊重し、外したくても外せない子どもが出ないように、県は適切なメッセージを発出するとともに、学校側が適切な配慮をするよう求める。</u></p>			
<p>陳情の理由</p> <p>3年に渡るコロナ禍において、学校などの教育現場では子どもたちのマスク着用が求められ、給食は全員同じ方向を向いて黙食し、休み時間も大きな声で会話してはならないなどの感染対策が行われてきました。これは相手の顔を見て感情を理解したり、楽しく会話しながら人とのコミュニケーションを学んでいくといった、子どもたちの大切な学びに対して悪影響を与えるものと言えます。</p> <p>そうした中、政府は本年5月8日より新型コロナウイルスの感染症法の位置づけを5類に指定することを決定しました。また、文部科学省は本年4月1日より、学校の教育活動でのマスクの着用は求めないことを決定し、更に卒業式については前倒ししてマスクの着用をしなくても良いとしました。感染症法上の位置づけ変更に加え、当然の判断であると受け止めています。</p> <p>しかしながら、学校長及び園長への聞き取りによると、黙食やマスク着用のこれらの対策を現場判断で緩和に踏み切れない理由として、《マスク非着用者を見ると不安になる人》の存在があるとのことでした。</p> <p>こうした人々と共に、感染対策を緩和して従来通りの生活へと戻っていくことが出来るよう、【換気の重要性・効果の学び】や【換気システム（高機能換気設備・二酸化炭素濃度測定器・サーキュレーター・HEPAフィルター機能付き空気清浄機等）の設備に関し市区町村に助成金や効果の情報を改めて提供すること、及び上記換気のための設備を導入すること】により、換気方法を見直すことで、【児童生徒が活動する室内を視覚的にも安全で安心な環境に整えるよう各市町村に周知すること】や【各教育機関にて朝の会などで子どもたちにマスク着脱は自由との旨を繰り返し周知する】などの具体的な取り組みに努めて頂きたいをお願いを致します。また、前述のような感染症対策の緩和によって、教育機関等が子どもたちの健やかでのびのびとした生活や学びの場へと戻っていくよう、陳情致します。</p>			

陳情番号	141-2	付議年月日	5. 2. 22
件名	高等学校等就学支援金の所得制限撤廃についての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の趣旨</p> <p>高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃し、一律支給としてくださいますよう、陳情します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>今、子どもを育てている所得制限世帯の一部は、重い経済的負担に苦しんでいます。配偶者控除は対象外、15歳までの年少扶養控除も廃止、その代替である児童手当も所得制限で受給できず、さらに、16歳～18歳の特定扶養控除も減額され、高校無償化も所得制限で対象外となり、以前と比べ可処分所得が数十万円も減少し、経済的に厳しい状態に置かれています。さらに追い打ちをかけるように、昨今の住宅価格高騰、物価高、電気代上昇、住宅ローン金利上昇予測、私立高校や大学の授業料高騰と数々の値上げが押し寄せ、高額な教育費捻出のため苦勞しています。</p> <p>子供には皆、等しく教育を受ける権利があるはずですが、現状は一部の子供たちが親の所得及び納税額が少し多い影響で、逆に授業料が払えずに希望の進学先を諦めざるを得ない事態となっています。公立高校への進学しか選択できない場合、学力に見合った高校を受験する事さえ叶わない子どもたちが現在存在します。更に、高い教育費と経済的負担が原因で生み控え・生み諦めが生じ、少子化に拍車がかかっています。以下、具体例となります。</p> <p>① 神奈川県には私立高校確約制度がありますが、確約には専願確約と併願確約があります。専願確約は併願確約よりも低い内申点で合格を確約できるため、私立1本で行きたい子供には有利な制度です。しかし、例えば所得制限などで親から公立高校に行くことを求められる子供は併願確約を選択せざるを得ず、高い内申点が求められます。また、たとえ私立高校併願確約を得ていても公立高校受験校を選択する際、自分の実力より1つ上をチャレンジできるか1つ下の学校で安全圏を狙うか、私立高校無償化世帯と無償化されない世帯では、子供の選択の可能性に差を生じさせる弊害も生じさせています。</p> <p>② 今年2月に子育て支援拡充を目指す会では「異次元の少子化対策に求める当事者アンケート～私たちが子育て予算倍増してほしいこと～」というタイトルで当事者アンケートを実施し、1週間で5,300件を超える回答を得ております。その中で高等学校等就学支援金を含む子育て支援について「所得制限を撤廃し、子どもへの支援は平等にすべき」という意見が8割強という結果となりました。更に「どのような支援が充実したら子供を追加で欲しいか」</p>			

という質問に対しては「高校授業料の完全無償化、大学費用の補助などの教育費の負担軽減」が上位にあがってきておりました。

以上の①所得制限による子供たちの競争原理の不公平解消と②経済的負担による生み控え・生み締め解消のために高等学校等就学支援金の所得制限撤廃を強く求めます。そして、所得制限撤廃は地域経済の活性化と社会保障の好循環にもつながると思います。理由は以下の通りです。

- ① 所得制限の撤廃により、教育熱心な世帯が東京から神奈川県に引っ越す可能性も高まり、神奈川県の人口増、税収増が見込めます。東京都にも、教育熱心な子育て世帯が多く住んでいます。そして、東京都と同じく神奈川県にも、レベルの高い高校が、公立私立ともに数多く存在しています。授業料の高額な神奈川県内の私立高校の授業料を、所得制限なく無償化するとなれば、教育熱心な子育て世帯にとって、大変魅力的です。高校無償化の所得制限を撤廃すれば、東京に集中している子育て世帯が、神奈川県に引っ越し、神奈川県の税収アップと地域経済活性化につながります。
- ② 所得制限撤廃により、高度外国人材世帯が国際都市横浜などに居住先を選び、神奈川県の住民税収入が増加する可能性があります。日本は、理系の高度人材が不足しており、政府は、高度外国人材の獲得に向け、年収2,000万円以上で永住権を1年で持つという政策を発表しました。高度な教育を受けた外国人世帯は、子女にも、質の高い教育を望むのが一般的です。その際、公立高校よりも、英語教育やプログラミング教育が充実した神奈川県内の私立高校の授業料が無料であることは、高度外国人材が居住先を選定する際の重要なポイントとなります。高年収な高度外国人材を国際都市横浜などに呼び込むことは、神奈川県の税収アップと地域活性化につながります。
- ③ 所得制限を撤廃し、(私立)高校補助金のためにパート収入を制限している既婚女性たちがリミットを気にせず就労し、地域経済が活性化します。現状、私立高校の補助金を受け取るために、世帯年収を気にして就労を制限する既婚女性たちもいます。最近の物価高や、電気代の上昇、相次ぐ賃上げ発表、さらに、住宅ローンの金利上昇不安から、就労したくても、私立高校の無償化所得制限がリミットとなり、世帯年収が各家庭で制限されてしまっています。今後、後期高齢者がいちだんと増加する中、既婚女性たちの就労による税収アップをなくしては、医療福祉制度が成り立たないのが現状です。高校無償化の所得制限撤廃により、女性たちがリミットを気にせず就労することが可能となり、神奈川県の地域経済活性化につながります。

今月、福井県において、高校無償化の所得制限撤廃の検討が始まりました。神奈川県においても、高校無償化の所得制限撤廃について、ご検討くださいますよう、何卒宜しく^{とぞよろ}お願いいたします。